

協議会規程第12号

主幹選考規程

(目的)

第1条 この規程は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の主幹の任用に係る選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(選考対象者)

第2条 選考は、次条に定める資格を有する者のうち、関係市町の教育委員会の教育長が推薦する者を対象に行う。

(受験資格)

第3条 選考における受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 選考を実施する年度の3月末日における年齢が42歳以上57歳以下の者
- (2) 選考を実施する年度の3月末日において、大阪府内の市町村が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の主査の職に7年以上在職している者

(選考委員会)

第4条 大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）に、主幹・主査選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長及び委員については、別に定める。
- 3 委員会は、選考を統括し、実施にあたっての細部を決定することができる。

(選考方法)

第5条 選考は、書類選考によって行う。

(合否の決定)

第6条 選考における合否の決定は、委員会の審査結果に基づき、協議会の会長（以下「会長」という。）が専決する。

- 2 会長は、前項の専決後すみやかに合否の結果を選考対象者の属する市又は町の教育委員会の教育長に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月30日から施行する。